

令和3年

1 2月市議会定例会意見書案

- 議案会第11号 令和4年度地方財政対策における地方交付税総額の確保等を求める意見書……………3
- 議案会第12号 ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書……………6

議案会第11号

地方自治法第99条の規定により、令和4年度地方財政対策における地方交付税総額の確保等を求めることに関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、内閣官房長官に対し、意見書を提出する。

令和3年12月17日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	尾崎雅輝
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	廣田勉

令和4年度地方財政対策における地方交付税総額の確保等を求める意見書

令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止や社会経済活動の両立に向けて、地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを提供していく必要がありますが、長引くコロナ禍の影響により経済の回復には一定の時間を要し、加えて、増加傾向にある社会保障関係費や、地域社会のデジタル化、防災・減災、国土強靱化などの財政需要は避けられるものではなく、地方財政は大変に厳しい状況にあります。

そのなかで、地方交付税は、地域社会に必要不可欠な一定水準の行政サービスを提供するための地方固有の財源であり、地方の安定的な財政運営には、必要な総額の確保、充実が求められます。また、恒常的に生じている地方の財源不足を解消するため、臨時財政対策債の発行等の対応が図られていますが、財政力の高い地方公共団体ほど臨時財政対策債の発行割合が高くなり、地方交付税が減額されてしまいます。

よって、国におかれましては、令和4年度地方財政対策に向け、下記事項に特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 地方の安定的な財政運営に必要である地方交付税については、地方財政計画において、地方単独事業を含む財政需要や地方税などの歳入を的確に見込み、地方が必要とする総額を確保、充実すること
- 1 臨時財政対策債については、厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより、発行額の縮減・抑制を図り、併せて、これまでに発行を余儀なくされた臨時財政対策債の元利償還金については、確実に財源措置を講じること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

豊橋市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官

} あて

議案会第12号

地方自治法第99条の規定により、ヤングケアラーへの支援の充実に関し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣に対し、意見書を提出する。

令和3年12月17日提出

提出者	豊橋市議会議員	近藤修司
	同	尾崎雅輝
	同	近藤喜典
	同	小原昌子
	同	尾林伸治
	同	斎藤啓
	同	豊田一雄
	同	坂柳泰光
	同	沢田都史子
	同	廣田勉

ヤングケアラーへの支援の充実についての意見書

ヤングケアラーは、日常的な家事や家族の世話など、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っていることから、本人の育ちや教育への影響が問題となっています。

こうした中、国は、本年3月に全国規模で行ったヤングケアラーの実態調査の結果を公表するとともに、本年5月には、厚生労働省と文部科学省が共同で設置したプロジェクトチームにおいて、ヤングケアラーの早期発見・把握やスクールソーシャルワーカー等を活用した教育相談体制の充実を始めとする支援策の推進など、今後取り組むべき施策を取りまとめたところです。

ヤングケアラーが必要とする支援は、福祉、介護、医療、教育等、様々な分野に及ぶことから、こうした施策の推進においては、関係機関やNPO等の相互の緊密な連携が不可欠です。

また、ヤングケアラーは、家族内のプライバシーに深く関わっていることや、本人や家族に自覚がないことも多いため、問題が表面化しにくい傾向にあり、社会的認知度の向上を図り、ヤングケアラーの適切な支援につなげていかなければなりません。本市においても、0歳から39歳までの子ども・若者やその家族を対象に、こども若者総合相談支援センターで相談、支援に対応していますが、ヤングケアラーの把握には苦勞をしている現状があります。

さらに、今回の調査で対象となった子どもは中学校と高等学校の2年生に限られていますが、小学生や大学生を含めたより詳細な調査を行い、ヤングケアラーに寄り添った切れ目のない支援を検討していく必要があります。

よって、国におかれましては、ヤングケアラーへの支援の充実を図るため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望します。

記

1 ヤングケアラーへの支援施策を一体的、効果的に推進すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年12月17日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
文部科学大臣
厚生労働大臣

} あて